

# 洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備 及び新たな公募制度等について

2026年2月5日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

- 今年6月より、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について、本合同会議において御議論いただき、一定要件下における海域占用許可の更新の原則化（下記のⅤ.）について整理された。
- 一方で、第1ラウンド事業の撤退により、黎明期にある我が国の洋上風力の現状や、持続可能な産業基盤の確立とコスト低減を実現する観点から、第2ラウンド・第3ラウンドの事業完遂の重要性が改めて浮き彫りになったところ。
- こうした点を踏まえ、以下の事業環境整備策について進めることとする。
  - I～Ⅲについては、本資料の方針で進める。
  - Ⅳ～Ⅶについては、本合同会議で整理済みのものや他の審議会等の議論を御紹介する。

## 【事業環境整備策】

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| I. 長期脱炭素電源オークションへの参加       | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| II. 価格調整スキームの公募開始時点までの遡及適用 | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| III. 公募占用計画変更に係る柔軟な対応      | →第2・第3ラウンド事業者のみが対象 |
| IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築  | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化  | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備  | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |
| VII. 脱炭素電源に係る投資を促進するための支援  | →今後の公募の選定事業者も対象に含む |

# IV. 基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

- 今般、事業環境を整備するにあたり、事業者・業界団体の要望等を踏まえ、**事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みとして、原状回復義務の緩和や基地港湾の情報の見える化を進める。**
- **引き続き、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会において、更なる検討を進める。**

## 課題

### 〈原状回復について〉

- ・洋上風力発電の設置や撤去などにより、貸付物件の改良を行った場合、賃貸借契約上の規則により、原状回復が必要である。

海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（抜粋）

（設置期間、撤去期間等終了時の原状回復）

第 34 条 丙は、設置期間、撤去期間及び緊急工事等期間（以下「設置期間等」という。）の各満了の日までに、独占排他的な使用を終了するものとし、かつ、あらかじめ、甲及び乙の指示に従って原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けておかなければならない。ただし、甲及び乙が原状回復を行うことを要しないと認めるときは、この限りでない。

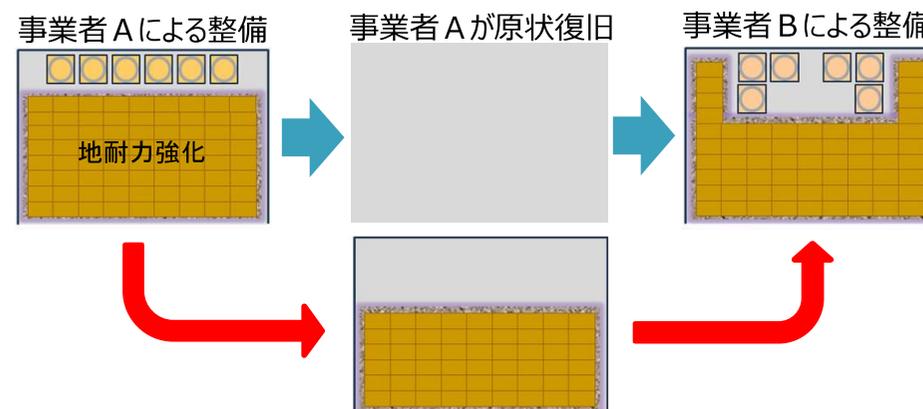
### 〈基地港湾の情報について〉

- ・洋上風力事業のスケジュールの変動等により、基地港湾利用スケジュール等が変動し、後続事業者の港湾利用の不確実性が拡大。

## 対応案

### 〈原状回復について〉

- ・原状回復を行うことを要しない事例（地耐力強化のための改良工事など）を整理し、原状回復義務の緩和を図る。



協議の上、原状回復の緩和が認められた場合

### 〈基地港湾の情報について〉

- ・基地港湾の改良工事等の現況、基地港湾の利用スケジュール等の情報共有を行う場を設けるなど港湾利用の確実性を確保する。



## V. 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化

- 本合同会議において、海域の占用期間に係る一般海域における公募制度の運用指針（以下、運用指針）の改訂案を提示し、改訂の方向性について、概ね了承をいただいたところ。
- 今後、パブリックコメントを経て、運用指針が改訂された場合、この運用指針の下、次回の公募占用指針を策定することとなる。
- 一方、これまでの第1～3ラウンドの公募占用指針における公募占用計画の認定有効期間終了後の扱いについては、策定当時の運用指針に基づき、規定されているところ、**今般の運用指針の改訂案を受けて、過去ラウンドの公募占用指針も同様の運用とする。**
- その際、選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らし、海域占用期間に係る第1～3ラウンドの公募占用指針を運用指針の改訂案に合わせて見直す措置は、以下のとおり評価することができる。
  - ① **政策措置の適用の必要性・合理性**  
→**既存施設の有効活用**の観点からも運用指針が見直され、**各海域の運用を統一**するという点で**合理的**であり、**事業の予見性を確保する点から必要性**も認められる。
  - ② **公募における競争の要素に与える影響**  
→この措置を適用したとしても、当初の占用期間については、再エネ海域利用法に基づき最大30年間であることは変わらず、**競争の公平性に影響は与えない**。
  - ③ **政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響**  
→一定の要件の下、認定公募占用計画の有効期間終了後における当該促進区域内海域の**占用許可の更新を原則認めること**としたものであり、**公募占用計画の一体性は損なわれない**。
- 以上のことから、運用指針の改訂案を踏まえて、**第1～3ラウンドの海域の占用期間に係る公募占用指針について、早期に見直す予定**。ただし、公募占用指針の見直しに当たっては、運用指針を改訂した後に、パブリックコメントを実施することとなる。

- これまで、再エネ海域利用法に基づき、洋上風力事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である事業者を選定するため、第1～3ラウンドの3回にわたり公募を実施しており、それらの**制度設計においては、その都度、事業環境等を踏まえて公募制度を見直してきた。**
- 例えば、**第2ラウンド**においては、エネルギーミックス等の政策目標を踏まえた**迅速性評価の導入**、エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりを踏まえた**「電力安定供給」の配点の引上げ**等の見直しを実施し、第3ラウンドについても概ね同様の公募制度で実施した。
- そのような中で、今般、**第1ラウンドの事業撤退**が生じたことを受け、本合同会議において要因分析等を実施したところ、**第1～3ラウンドの公募実施時には顕在化していなかった洋上風力の事業環境の課題が浮き彫り**となった。
- 上記を踏まえ、**黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価するため、今後の公募制度について、以下の方針で見直すこととする。**

- I. 事業実現性評価点の配点の見直し
- II. より精緻な事業実現性の採点
- III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保
- IV. 適切な供給価格での入札がされるための価格点の設計
- V. 落札制限の適用
- VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

# I. 事業実現性評価点の配点の見直し

- 第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給ひっ迫リスクが顕在化している。このような状況下で過度な迅速性を追求した場合には、実現性の乏しい事業計画が提出される可能性があることを考慮し、迅速性評価の配点を20点から10点に変更する。
- また、事業完遂の観点から計画の実行面に関する配点を20点から25点に変更するとともに、産業基盤の確立等に資するサプライチェーン形成を評価する観点から、電力安定供給の項目の名称を変更し、評価点を20点から25点に変更する。

## 第2・3R公募

## 第4R以降公募

事業実現性評価点 (120点)	事業実施能力 (80点)	事業実施の迅速性	20点	事業実施の迅速性	10点	事業実施能力 (80点)
		事業計画の基盤面	20点	事業計画の基盤面	20点	
		事業計画の実行面	20点	事業計画の実行面	25点	
		電力安定供給	20点	電力安定供給・ サプライチェーン形成	25点	
	地域調整、波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力	10点	関係行政機関の長等との調整能力	10点	地域調整、波及効果 (40点)
		周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	
		地域への経済波及効果	10点	地域への経済波及効果	10点	
		国内への経済波及効果	10点	国内への経済波及効果	10点	

## Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点

- 現在の評価区分では、「最低限必要なレベル（0%）」から「トップランナー（100%）」までの各評価区分間で配点の25%ごとの差を設けているが、**同じ評価区分となった場合、その中で優れていても、同じ得点になってしまうため、点差がつかづらという状況がある。**
- 第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業実現性が相対的に過小評価され得る点が挙げられたが、今般、**事業実現性評価において、より精緻な採点を行うために、評価区分を廃止し、数百に及ぶチェック項目ごとの積上げ式にすることとする。**
- 具体的には、以下のように事業実現性を採点する。
  - 評価項目ごとに、**事業を完遂する上で検討が必要な項目を公募占用計画の様式に記載し、それらが記載されているかをチェックする基礎的な基準**と、当該記載内容をより詳細又は具体的に検討しているか、また、その内容が適切であるかを**チェックする高度な基準**を設ける。
  - 各評価項目において、基礎的な基準と高度な基準には1：1の比率で配点を行う。
  - それぞれの評価項目・基準において、 $\text{得点} = \text{配点} \times \frac{\text{満たした項目数}}{\text{当該項目・基準の全チェック項目数}}$ とする。
- **チェック項目の内容については、作成段階で外部の知見も活用するとともに、外部専門家からなる第三者委員会においても、その妥当性を確認していただくこととする。**また、第三者委員会については、**インフラ関連ビジネス等に知見のある有識者を加えることや、第三者委員会の審査作業を支える「サポートチーム」を構築すること**を検討する。

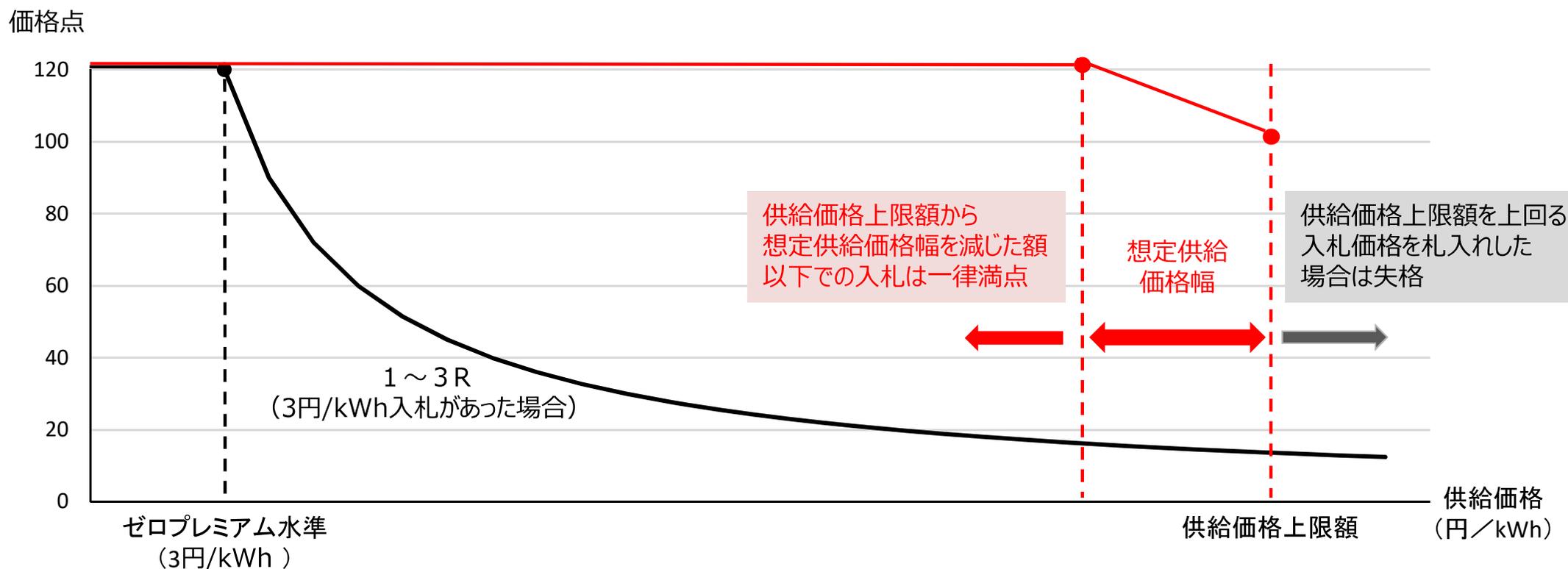
評価項目（配点）	基礎的な基準による評価	高度な基準による評価
事業計画の基盤面（20点）	10点	10点
事業計画の実行面（25点）	12.5点	12.5点
電力安定供給・サプライチェーン形成（25点）	12.5点	12.5点
関係行政機関の長等との調整能力（10点）	5点	5点
周辺航路、漁業等との協調、共生（10点）	5点	5点
地域への経済波及効果（10点）	5点	5点
国内への経済波及効果（10点）	5点	5点

※事業実現性評価のうち、迅速性については別途評価する。（PP.10～12参照）

# IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計 (詳細)

- **想定供給価格幅**は、今後、洋上風力の産業基盤や長期PPA市場の成熟に伴って、運転期間の延長等による発電コストの更なる低減や長期PPAの締結先の確保等が可能となると見込まれることを踏まえ、**各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定することとする。**
- また、価格点については、供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下での入札に対しては満点 (120点) を与える。**供給価格上限額での入札に対して付与する価格点は、各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定することとし、例えば黎明期である現時点では100点**を与える。

※事業実現性では、迅速性(10点) + 高度な基準(55点) = 65点で差がつきやすく、最大20点の価格点の差よりも大きくなり得る。



**以降、参考資料**

## I.再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方

- 現行制度上、洋上風力も長期脱炭素電源オークションへの参加が可能であるが、FIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用期間中は、参加が認められていない。
- 他方で、再エネ海域利用法の公募案件（海域の占用許可を取得する上でFIP制度の適用が前提となる）であっても、ゼロプレミアム案件は、FIP制度の適用期間中に長期脱炭素電源オークションへの参加を認めたとしても、balancing cost相当分のFIP交付金を除き、固定費の二重回収の問題は生じない。
- 選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らすと、ゼロプレミアム案件の長期脱炭素電源オークションへの参加を認める措置について、以下のとおり評価することができる。

### ① 政策措置の適用の必要性・合理性

→当該措置による長期固定収入の確保によって洋上風力発電の電源投資の完遂が促進されることは、エネルギー安定供給と脱炭素の両立に資するとともに、洋上風力の将来的なコスト低減に不可欠な国内サプライチェーン等の構築の後押しとなる点で、国民全体の利益に繋がる。

また、長期脱炭素電源オークションは、脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対して長期的な収入予見性を確保し、電源投資を促進するものとして、電源横断的に活用されている。

### ② 公募における競争の要素に与える影響

→ゼロプレミアム案件が、長期脱炭素電源オークションから経済的な便益を受ける場合は、国民負担の大きさを勘案した当時の評価の前提に影響する。

### ③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

→ゼロプレミアム案件が、長期脱炭素電源オークションから経済的な便益を受ける場合、資金収支計画の安定性は改善する。また、最終投資決定が当該オークションの落札後になる場合、事業スケジュールに影響する可能性はあるが、発電容量、施工方法等の事業計画には直接影響しない。

# I. 再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方

- 前回の合同会議において確認された方針に基づき、前頁の①～③を総合的に勘案すれば、黎明期の洋上風力の事業の完遂の確度を高めるためには、**長期脱炭素電源オークションの活用を可能とすることが必要**である。
- このため、バランシングコスト相当分のFIP交付金を受領しないことを条件とする、**再エネ海域利用法の公募案件のうちゼロプレミアム案件※による長期脱炭素電源オークションへの参加に向けて、関係審議会で議論**されることが望ましい。  
 ※プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更することを要することとする。また、事業者選定時の公募占用計画における供給価格がゼロプレミアム水準でなかった事業が、事後的に当該変更を行った場合も含むこととする。
- また、今後の洋上風力に係る公募の供給上限価格や最低限満たすべき合理的な設備利用率の水準等を踏まえ、長期脱炭素電源オークションの要件（上限価格や設備利用率リクワイアメント、募集規模等）が検討されることが望ましい。
- 一方で、次回以降の公募の予見性の観点から、**今回の措置は黎明期にある第2・第3ラウンド事業のみに適用**することとし、**次回以降の公募においては長期脱炭素電源オークションへの参加は想定しない**こととする。

## （参考）水素・アンモニア・CCS付火力の上限価格の引上げについて

第102回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2025/4/23）資料4より抜粋

### <水素・アンモニア・CCS> 論点① 上限価格・可変費の支援範囲

- 水素・アンモニア、更には第3回入札から対象に追加するCCS付火力は、未だ黎明期のエネルギーであり、費用回収を認める費用の範囲や上限価格について特段の配慮を行わなければ導入が困難な面があることから、投資を促進するため、以下の①②の措置を講じてはどうか。
  - ① 水素・アンモニア・CCS付火力の**上限価格は、（前述の）閾値20万円/kW/年に関わらず、（後述の）導入が可能となる水準まで引き上げる。**
  - ② **燃料費等の可変費も、固定的な負担部分に限定せず、応札価格に算入可能とする。**
- ただし、需要家負担にも配慮し、上記①②の措置は以下の③④を前提としてはどうか。
  - ③ ②の応札価格に算入可能とする水素・アンモニア・CCS付火力の可変費は、（水素・アンモニアの価格差支援制度を参考として）**LNG・石炭の燃料代との価格差部分※に限定し**、かつ、以下の点を考慮して**発電所の設備利用率4割分まで**とする。 ※CCS付火力の可変費は、CCSを行うことで追加的に発生する部分。
    - 足下の火力発電所の平均的な設備利用率は、石炭火力が6割弱、LNG火力が4割強（次頁参照）だが、将来CP（炭素税）が一定の金額になれば、石炭火力とLNG火力の可変費（メリットオーダー）が逆転する可能性。
    - 設備利用率5割分の可変費を支援対象とした場合、実際の設備利用率が5割を切れば過剰支援となる。
    - 設備利用率3割分の可変費を支援対象とした場合、燃料の上流案件としての規模が小さくなり、案件形成が困難となるリスク。
  - ④ 水素・アンモニア・CCS付火力の**募集上限を設け、第2回入札の既設火力の100万kWの募集上限よりも量を絞る。** ※具体的な量は後日議論。代わりに、**既設火力の募集上限は撤廃。**

## Ⅱ. 価格調整スキームの公募開始時点までの遡及適用に係る考え方

- 昨年の制度見直しにより、次回以降の公募においては資材価格等の変動を基準価格/調達価格に反映する価格調整スキームを適用することとした。事業者選定済みの案件についても、保証金の増額を含む新たな制度を受け入れる場合には、価格調整スキームを適用することとしたが、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとした。
- 他方で、事業者からは、事業者選定済みの案件に価格調整スキームを適用する際、公募開始時点以降の物価変動を全て反映してほしいとの要望が寄せられている。
- 選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らすと、事業者選定済みの案件に公募開始時以降の物価変動を反映する措置について、以下のとおり評価することができる。

### ① 政策措置の適用の必要性・合理性

- 当該措置により基準価格の増額幅が大きくなる（又は減額幅が小さくなる）ことは洋上風力発電の電源投資の完遂に繋がるが、第2・第3ラウンドのうち、ゼロプレミアム案件ではなく、当該措置の効果が見込まれる案件は長崎県西海市江島沖（42万kW）のみであり、その効果は限定的である。
- 第2・第3ラウンドの事業者は、保証金の増額等の措置の適用を受けることを条件に、価格調整スキームの適用を受けるか否かについて選択できる中で、既に確定した物価変動（インフレ）に対して適用を行うことは、インフレ/デフレいずれの将来の物価変動に対しても中立的かつ機械的に対応することで、官民の適切なリスク分担を行う措置である価格調整スキームの前提との関係で齟齬が生じる。

### ② 公募における競争の要素に与える影響

- 公募開始時点よりも現在の方が物価指数が大きいため、基準価格の増額幅が大きくなる（又は減額幅が小さくなる）ことが確定することから、国民負担の大きさを勘案した当時の評価の前提に影響する。

### ③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

- 事業者の収益構造を含め、発電容量、事業スケジュール等の事業計画に影響せず、公募占用計画の一体性は損なわれない。
- 上記の点を踏まえると、事業者選定済みの案件に公募開始時以降の物価変動を反映することについては、公募の競争の要素に与える影響が大きいことや価格調整スキームの前提と齟齬が生じる点も考慮し、現時点において適用することは困難である。 11

### Ⅲ. 公募占用計画の変更に係る柔軟な対応

- 第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、三菱商事コンソが事業の採算性を確保することができなくなった要因として、物価指数、USD/JPYやEUR/JPYの為替、金利がそれぞれ上昇した結果、風車調達費用、洋上工事費用、陸上工事費用の全てが公募参加時の見込みから2倍以上に増加したことが挙げられる。
- 第1ラウンドの撤退が生じた足下においては、持続可能な産業基盤の確立とコスト低減を実現する観点から、第2・第3ラウンドの事業完遂は極めて重要である一方、第1ラウンドの事業と同様、当該事業にもインフレ、為替変動、金利上昇等の影響が生じており、長期脱炭素電源オークションの活用に加え、風車メーカーやサプライヤー間の競争環境の維持による適切な製品の調達等によるコスト低減が重要であるほか、地盤調査等の結果により、設計の見直しや施工方法の変更が必要となる場合もある。
- 他方で、これらの対応を採るためには公募占用計画の変更が必要であるが、第2・第3ラウンドの公募占用指針においては、計画変更の認定に当たって、公共の利益の一層の増進への寄与の見込み又はやむを得ない事情があることが必要であること（再エネ海域利用法第18条第2項第2号）に加え、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することが必要とされている。また、計画変更により迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することとなる。
- この点、昨年合同会議において、風車メーカー等から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況にある場合には風車メーカー等の変更を認めることや、保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することと考え方を整理した。
- 今般、上記の整理に加えて、第2・第3ラウンドの事業完遂の重要性を踏まえ、第2・第3ラウンドの事業については事業の継続のためにやむを得ない場合には、長期脱炭素電源オークションの活用や風車メーカー等の変更、これらに伴う資金収支計画の変更やスケジュールの遅れ等により審査及び評価の結果が下がる方向での変更を含め公募占用計画の変更を柔軟に認めることと整理する。ただし、公募の公平性に与える影響の大きさには留意し、計画変更の認定の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。12

# VI. 再エネ価値が適切に評価されるための環境整備

## 再エネ価値が適切に評価される環境の整備

第74回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2025年6月3日）資料1より抜粋

- 今後の再エネ導入に当たっては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での導入を想定している。また、既認定FIT電源についても、「将来的には全ての電源についてFIP移行が望ましい」という政策方針の下、FIP移行を促進するための事業環境整備を強力に推進しているところ。
- こうした中で、再エネ発電事業者が長期安定的に事業を実施するためには、再エネ電源が有する再エネ価値が適切に評価されて取引されることが重要となる。
  - ① 現在、成長志向型カーボンプライシングの制度整備を段階的に発展させているところであり、2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化することとしている。カーボンプライシングは、相対的に再エネ電源のコスト競争力を高める効果があると評価できる。
  - ② 非化石価値取引市場については、約定価格が上限値となっている回もあるが、これまでの多くの入札で、売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限値に張り付いている状況。相対契約の交渉に当たっては、こうした約定価格が実質的な「価格指標」として参照されているとの指摘もある。再エネ電源投資を促進していく観点から、適正な再エネ価値の価格形成のあり方について、どのように考えるか。
  - ③ 省エネ法等に基づき、特定事業者等（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者等）に非化石電気使用の目標と実績の定期報告（開示は任意）を求めている。こうした規律について、より実効的な仕組みとするには、どのような施策が必要か。
- また、相対取引（個別のPPA）については、欧州の事例も参考としつつ、大規模な再エネ発電事業の実施に伴うリスクを再エネ発電事業者と需要家の間で適切にシェアすることが可能な契約のあり方の検討（モデル条項の提示などを含む。）を進めていくこととしてはどうか。

## Ⅶ. GX推進機構について

- GX推進機構は、GX推進法に基づき、株式会社形態ではない認可法人として、産金学官が連携して、設立。
- 2024年7月にGX推進機構が出資・債務保証の金融支援業務を開始して以降、民間企業・金融機関から75件を超える相談が寄せられており、現在、民間企業と金融機関との検討のサポートを行うなど、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施中。
- また、GXの内外の政策・ビジネス動向に関する調査業務や、個別業界・企業との関係を含む産官学の連携などGXGX推進の「ハブ」として機能も担う。

### < 法人概要 >

- ① 設立根拠：GX推進法に基づき設立される認可法人
- ② 業務開始：2024年7月1日
- ③ 体制：約40名  
（理事長1名・COO（専務理事）1名・理事4名、  
監事1名、運営委員7名、職員40名程度）  
※順次業務を追加し、最終的には100名規模
- ④ 業務：
  - 設立当初 金融支援業務（債務保証、出資）
  - 26年～ CP関連業務を追加
  - 28年～ 化石燃料賦課金の徴収
  - 33年～ 有償オークションの実施  
+ 特定事業者負担金の徴収
 ※GX推進のため、企業連携の取組や調査・研究等も、あわせて実施。

### < 債務保証・出資の対象となる類型 >

- |      |   |
|------|---|
| 債務保証 | 【類型1】GX新技術を用いたGXに資する事業<br>保証割合：80%～95%                              |
|      | 【類型2】類型1以外のGXに資する事業<br>保証割合：50%～80%                                 |
|      | 【類型3】トランジション・ファイナンスにより資金調達する企業<br>保証割合：50%～90%                      |
| 出資   | 【類型1】債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者<br>例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件           |
|      | 【類型2】国内のGXに資する事業活動を行う者に対して投資するファンド<br>例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド |
|      | 【類型3】GX技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業<br>例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）  |

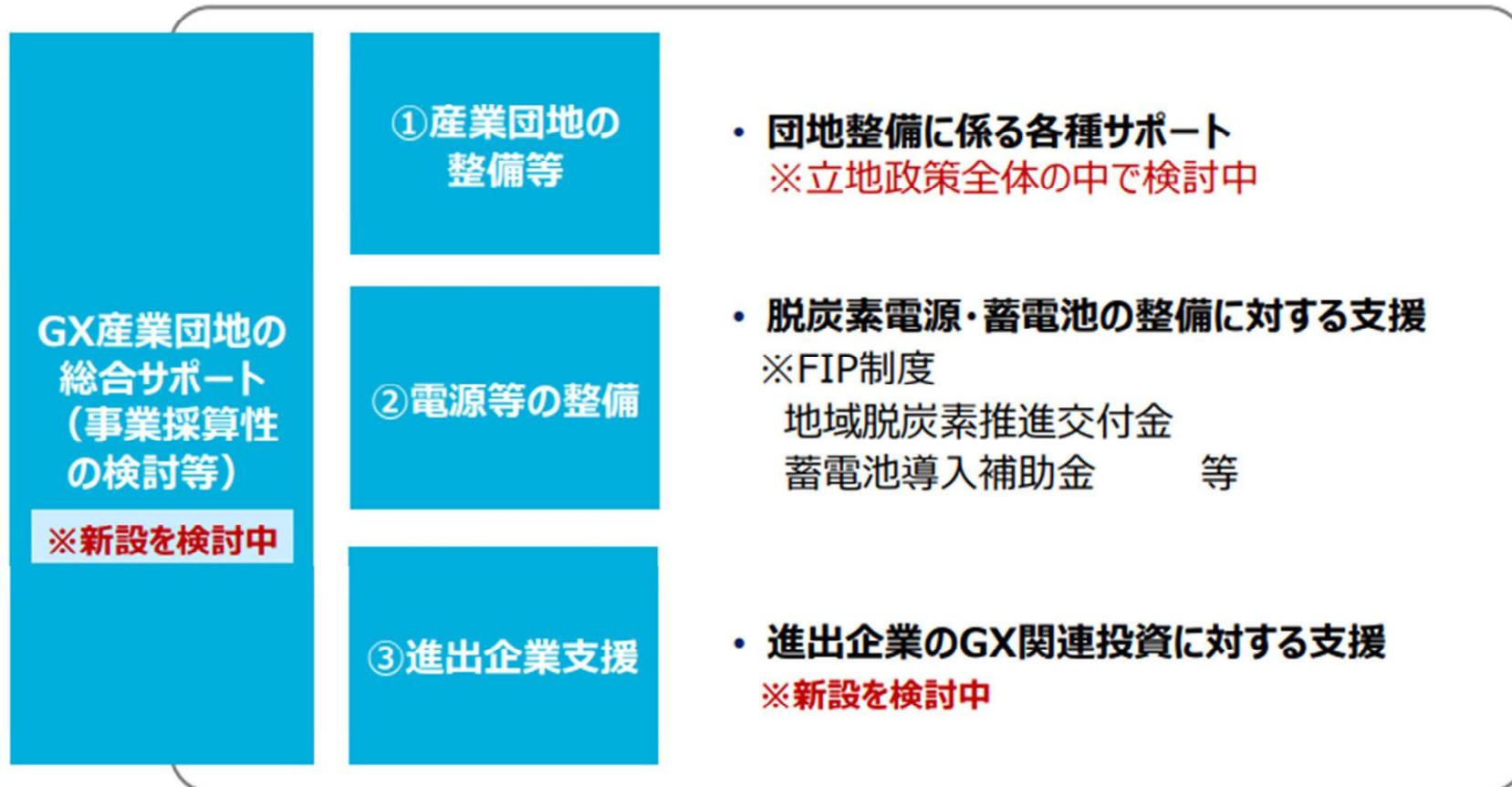
# VII. GX産業団地に係る支援パッケージ

第5回GX産業構造実現のためのGX産業立地WG  
(2025/10/7) 資料1より抜粋

## GX産業団地に係る支援パッケージ①(全体像)

GX産業団地の造成に取り組もうとする自治体については、一定の基準を満たしていれば、[GX戦略地域]として、その計画全体の総合サポートを行うとともに、既存の制度枠組みも上手く活用しつつ、①産業団地の整備、②電源等の整備、③当該団地への進出企業支援を一体的に提供していくのはどうか。

### GX産業団地の整備に向けた一体支援



※ GX移行債による直接的な団地整備補助金の交付は想定していない  
※ 既存の制度枠組みの活用には、それぞれの支援要件に基づき支援を行っていく

- 第2・第3ラウンドにおいては、2030年エネルギーミックス等の政策目標に資する計画を評価するため、基地港湾の利用可能期間等を踏まえ、2030年度末を0点、基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を基に想定される最速の運転開始時期（基地港湾の利用開始後2年9ヶ月目）から、更なる事業者の創意工夫（6ヶ月）を考慮した時期を満点（20点）として段階的に評価する迅速性評価を採用。
- 昨年の合同会議において、世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ等により事業環境が変化したことを踏まえ、事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう、港湾の利用期間ではなく、第2ラウンドの全公募参加者の運転開始までの平均期間等を踏まえ、5年6ヶ月を満点（20点）として、開発期間に応じて減点していく段階評価とすることとした。また、階段の幅を長くすればするほど、階段毎の点差を大きくすればするほど、事業者は実現可能性に乏しい事業計画を策定してでも多くの点数を得ようとする傾向が高まること等の理由から、階段幅の短い緩やかな階段形状とすることとした。
- しかし、第1ラウンドの撤退の要因分析のとおり、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給ひっ迫リスクが顕在化している現時点においては、迅速性よりも事業の完遂をより重視する必要がある。迅速性評価が満点となる運転開始時期を設定した場合、事業者は実現可能性に乏しいスケジュールを組んででも迅速性評価を高めようとする可能性があり、実際に第3ラウンドでは全公募参加者が満点となる運転開始時期を提案した。
- そこで、こうした実現可能性に乏しいスケジュールの提案を防止する観点から、迅速性評価点の満点を20点から10点に引き下げた上で、各公募参加者が提案する建設期間（選定から運転開始までの期間）に応じた相対評価に見直す。
- また、第2・第3ラウンドに引き続き、迅速性の評価に当たっては事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合は配点に対する同合計点の比率を迅速性評価の素点に乗じた値を迅速性評価点とする下記の算定式とする。

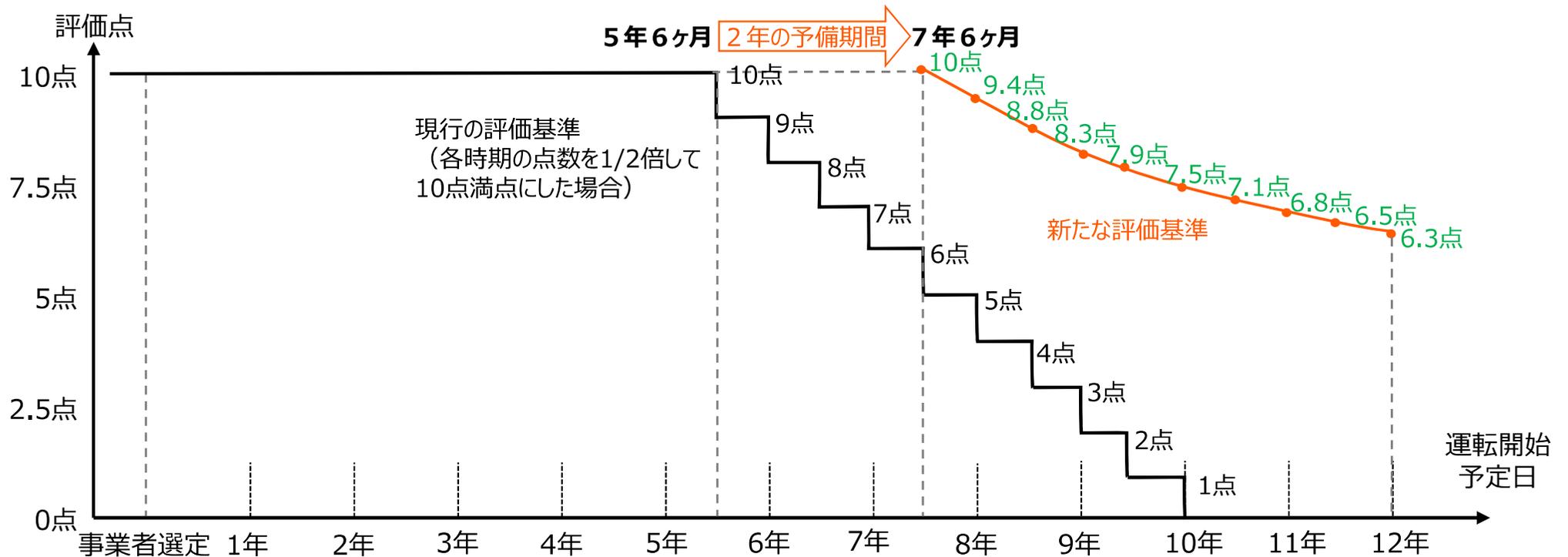
$$\text{迅速性評価点} = \underbrace{\text{満点10点}}_{\text{素点}} \times \frac{\text{公募参加者の最短建設期間} \times}{\text{提案者の建設期間}} \times \frac{\text{提案者の事業計画の基盤面・実行面の合計点}}{\text{配点45点}}$$

※事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割を超える者の最短建設期間

### Ⅲ. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

- また、第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業環境の課題として風車メーカーやサプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさが挙げられたが、第2・第3ラウンドにおいても、**年単位の遅延が通常見込まれる風車メーカー等の変更が可能なだけの予備期間を設けたスケジュールにはなっておらず**、特に当該変更により迅速性評価が下がる場合、**計画変更の認定に当たっては慎重な判断が必要**となる。
- そこで、**風車メーカーやサプライヤーとの価格交渉力を確保させる観点**から、スケジュールが年単位で遅延する計画変更も可能な柔軟性を確保した計画とするため、通常の工程で想定される運転開始時期に**2年間の予備期間を設ける**こととする。
- 例えば、通常の工程で想定した運転開始時期が現行の評価基準で満点となる5年6ヶ月だった場合、公募占用計画に記載する運転開始時期は2年の予備期間を加えて7年6ヶ月となる。
- ある海域において、最も早い運転開始時期を設定した事業者が上記のように7年6ヶ月の場合、他の事業者の運転開始時期に応じた素点は以下のとおりとなる。

【迅速性評価の素点のイメージ（公募参加者の最短の建設期間が7年6ヶ月の場合）】



## V. 落札制限の適用

- 第1ラウンドの3海域（秋田2海域と銚子沖）において、同一の事業者が全海域を落札したことを受け、第2ラウンドにおいては、国内の洋上風力産業が黎明期にあることを踏まえ、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、**公募参加者1者あたり1GWまでとする落札制限**を設けた。一方、第3ラウンドにおいては、全2海域の系統容量の合計が1.1GWであったことから、落札制限は適用しないこととした。
  - 今般、事業環境の変化等による建設費用の増加等により、第1ラウンドの撤退が生じたことを踏まえれば、今後、**サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コストを低減していくことが必要であり、そのためには多数の事業者へ参入機会を与える必要がある。**
  - そのため、次回以降の当面の公募においても、第2ラウンドと同様に、**落札については公募参加者1者あたり1GWまでとする落札制限を適用することとする。**具体的なルールは以下のとおり。
    - (i) **1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、1GWの基準**を設ける。この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
    - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一人の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
    - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
      - ① **次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。**
      - ② **①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。**
- ※1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
- ※2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
- ※3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。

## 1. 今後の公募の参加資格停止について

- 第1～3ラウンドの公募占用指針においては、事業の実施に当たって遵守事項に違反した場合、**他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあると規定**している。（次頁上段 第5章）
- **参加資格停止となる期間**について、第2ラウンド以降の公募占用指針においては、当該ラウンドの公募参加資格について、**公募占用計画の認定の取消しを受け、現に参加資格を認めないこととされている者の参加を認めないこと**としている。その上で、**公募参加停止期間を、公共工事における指名停止期間（中央公契連モデル）を準用し、不正行為等の内容や関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定すること**となっている。ただし、公募参加資格停止期間中に公募が行われなかった場合、当該期間終了後の最初の公募は参加できないこととしている。（次頁下段 別添4）
- しかし、再エネ海域利用法に基づく公募は、公共工事と異なり、これまで1年に2ラウンド以上行われたことがなく、**選定事業者が撤退した時点では、その後の公募スケジュールが明確でない可能性もあり得ることから、参加資格停止の期間を明示することの意味は乏しい**。
- このため、**今後、選定事業者が撤退した場合**には、参加資格停止の期間を定量的に定めることはせず、**その後初めて事業者選定が行われる公募（撤退時点で公募が開始しているものも含む。）に参加できないこととする**。
- また、**参加資格停止の対象となる事業者**について、第1～3ラウンドの公募占用指針においては、**選定事業者（SPCの場合は、公募占用計画に構成員として記載された者を含む。以下同じ。）**としている。（次頁上段 第10章）
- しかし、**選定事業者に限る場合**、その親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社は次回の公募に参加できるととなり、**選定事業者と当該親会社等の間で人員の異動が容易であることなどを踏まえれば、参加資格停止のペナルティの効果が限定的**となる。
- このため、**今後実施する公募の選定事業者が撤退した場合の参加資格停止の対象には、選定事業者だけでなく、選定事業者の親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社も含めるなど現行以上の規律を検討する**。

※ただし、既に公募実施済みの第1～3ラウンドの事業については、入札時に上記の整理がされていなかったことから、参加資格停止の対象は選定事業者のみとする。

## VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

### 2. 地盤等のデータ提供

- 第1ラウンドの撤退の要因分析において整理したとおり、事業者による事業撤退は、再エネの導入量、地元関係者、洋上風力産業（サプライチェーン等）に悪影響を与え得る。
- こうした悪影響を軽減するためには、ある海域において事業撤退が発生した後、当該海域の再公募に、他の事業者が迅速かつ容易に参加することができるようにし、また、早期に再公募を実施することができるようにすることが望ましい。
- 第1～3ラウンドの公募占用指針においては、撤退した事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して提供するための規定は存在しない。
- 上記を踏まえ、今後実施する公募に係る公募占用指針において、選定事業者が撤退する場合は、当該事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して無償で提供することに関する規定を設ける。